

大東市監告示第3号

定期監査結果に対する措置の状況について

平成23年度定期監査の結果に対し、各執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成24年3月21日

大東市監査委員 乗本 良一

大東市監査委員 大谷 真司

## 定期監査結果に対する措置の状況

### 福祉・子ども部 子ども支援課

監査委員 指摘事項	
	<p>放課後児童クラブは平成21年度まで市が直営で運営してきたところである。しかし当時の使用料等の滞納額は現在でも約530万円が残っており、これにかかる収納額も年々少なくなっている。公平性の確保のため、積極的な収納活動に取り組まれない。</p>
子ども支援課 措置状況	
①	<p>1. 短期的対策            (1) 債権台帳を整備し、適切な債務管理を行う。            (2) 年度内納付の勧奨。            2月中に納付不履行の人に催告書(3/10納付期限)と一括納付書を送付。送付件数131件(児童対象145人、131世帯)。            納期限後、催告送付者の納付状況を確認し、連絡のない不履行者については、全件を個別訪問又は電話による納付催告(期間 3/15~3/28)を行う。</p> <p>2. 長期的対策(24年度から)            (1) 催告書の送付            毎月定期的に催告書を送った上で、何の連絡もない納付不履行者に対しては、6月及び12月に個別訪問。成果がなければ平日の夜間に電話催告。            (2) 外部委託について            他市の状況や実施方法を確認し、外部委託が有効なのかを模索する。</p> <p>[報告までの進捗状況]            2月中の催告書送付に向け現在台帳を整備中。データ入力完了。書式、入力内容の検証中。            上記のとおり、機械的な事務処理から、相手を納得させ、相手の顔が見えるよう個々の滞納者の調査を行い、逃げ得を許さない収納事務を心がけ、収納率の向上等に努めてまいります。</p>

福祉・子ども部 子ども支援課

監査委員 指摘事項	
	<p>児童扶養手当については、年金の遡及受給や事実婚の発生等の理由により過払金が発生する場合がある。市は一括返還が困難な者に対しては分納誓約書を提出させ、一部の返還義務者は誠実に分納誓約を履行しているところである。しかしながら、分納誓約を守らず長期に亘り返還していない者が多数みられ、公平性を著しく欠いた状態となっている。積極的に返還を求められたい。</p> <p>また児童扶養手当法では、偽りその他の不正な手段により手当の支給を受けた者に対しては、国税徴収の例により徴収することが可能とされており、悪質な者に対しては法に従った強制徴収も検討されたい。</p>
子ども支援課 措置状況	
②	<p>1. 短期的対策            (1) 年度内納付の勧奨            納付不履行者に対して、納付不履行催告書(2/10納付期限)と一括納付書を送付した(送付件数8件、合計2,176,320円)。納期限後、催告送付者の納付状況を確認し、連絡のない不履行者については全件、個別訪問又は電話による納付催告(期間2/20~2/29)を行う。</p> <p>2. 長期的対策(24年度~)            (1) 催告書の送付            毎月定期的に催告書を送った上で、何の連絡もない納付不履行者に対しては、6月及び2月に個別訪問。成果がなければ、平日の夜間に電話催告。            (2) 外部委託について            他市の状況や実施方法を確認し、外部委託が有効なのかを模索する。            (3) 受付時、現況時の案内の徹底            新規認定及び継続認定受付の際、受給者に資格要件を詳細に説明し過誤払の発生を未然に防ぐ。</p> <p>(時効・処分等の債務整理手続きについて)            ・時効による不納欠損処理10件、合計1,480,200円(地方自治法第236条第1項の消滅時効による)            ・債権管理を整備し、適切な時効管理を行う。            ・強制執行処分については、厚生児童局企画課長通知(別紙)要件に該当するか検討したところ、該当する事例はなしと結論する。</p> <p>[報告までの進捗状況]            ・1月31日に納付不履行催告書を送付。            ・納付状況確認後、電話催告及び個別訪問の準備。            ・不納欠損処理は起案済み。3月末までに処理予定。</p> <p>[今後の検討課題等について]            児童扶養手当法23条に規定する不正利得の徴収の取扱いについては、個別事例により、不正手段等判断し、強制徴収公債権又は非強制徴収公債権に明確な判断基準を設けておく必要がある。その結果、強制徴収公債権にあたりと判断すれば、財産調査を行い、差押の業務を実施し、債権の回収にあたることができる。したがって、債権の管理を整備し、強制徴収公債権と判断すれば、時効が完成する前に、預金・不動産等と財産調査を速やかに行ない、法的措置を実施する。(実施する前段階に、財産照会予告通知書、差押予告通知書を送付) &gt;すでに時効になっている債権は適切に不納欠損処理をし、誤った返還金請求をしないよう整備し、問題が発生しないよう対処する。</p>

福祉・子ども部 保育課

監査委員 指摘事項	
	<p>保育料については、機会あるごとに収納を強化されるよう市に対して申し入れを行ってきたところである。しかし今回の定期監査においても、保育料の収納率の低下傾向は止まっていない。決算までの残された時間、尚一層の収納努力を行われたい。</p> <p>また保育料については、期限内に納付している大多数の保護者と、滞納を続ける一部の保護者との間に著しい不公平が生じており、公平性の確保の観点から延滞金制度の導入についても検討されたい。</p>
保育課 措置状況	
①	<p>(保育料の滞納対策の改善について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現年度分徴収の強化 滞納繰越分を増やさないために現年度分に重点を置き、徴収強化を図っている。</li> <li>●悪質滞納者への一斉催告 平成23年12月に、長期、高額、納付の意思が無いと判断される悪質な滞納者331件に対して、一斉に催告書を送付した。約2割の債権者から反応があり、その中には50万円を超える一括全額返済が2件あった。催告書の送付は大きな効果があるため、今後も定期的に実施していく。</li> <li>●口座振替の推進 入所説明会等で口座振替の原則化を説明するなど、口座振替設定率を向上させていく。</li> <li>●財産調査の実施 預貯金調査を定期的に実施し、差し押さえ可能な財産があると判断できる場合には、法的手段を前提として手続を進めていく。</li> </ul> <p>⇒ 滞納を解消するためには、滞納者と頻繁にコンタクトをとり、早期に対応することが重要であることから、今後、職員が担当保育園の滞納状況を常時把握し、滞納者には電話催告、自宅訪問等を行い、継続的な納付につなげられるよう粘り強く対応していく。</p> <p>⇒ 平成24年度からは、債権整理回収課と連携を図るなど徴収体制を強化していく。</p> <p>(延滞金制度の創設について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育料延滞金の導入の課題整理 全ての滞納者について①法的どおり延滞金を徴収するのか②減免規定を設けるのか、その場合は運用基準に関する具体的指針が必要等、充分検討しなければならない。</li> </ul> <p>基幹系システムへの移行作業を行っているが、延滞金を徴収するとなると、延滞金管理機能を追加する必要があり、情報システムグループとの調整が必要になってくる。</p> <p>公平性の観点からも、原則としては延滞金を徴収することが望まれるが、他市の状況を比較しても、厳しく延滞金の徴収している自治体はほとんどなく、導入自治体においても、減免制度等を設け悪質な場合のみ徴収に踏み切る等の運用をしているのが現状。</p> <p>平成24年度から創設される債権整理回収課と連携を図り、効果的な運用方法を検討していくとともに、導入に当たっては一定の経過措置期間が必要であると考えている。</p>

福祉・子ども部 保育課

	<b>監査委員 指摘事項</b>
	<p>保育所等の児童福祉施設の機械警備業務の委託契約について、随意契約の理由・方法等に適切でないものが見られた。是正されたい。</p>
	<b>保育課 措置状況</b>
②	<p>●長期継続契約の導入 他部において導入済である機械警備委託業務における長期継続契約について、平成24年度中に条件整理を行い、平成25年度からの導入を目指す。</p> <p>●機械設備減価償却の適正設定 機械設置者の固定化および有利化が助長されないよう、他市等の導入事例を参考として機械設備における減価償却について適正な耐用年限の設定を行うことを予定。</p>
	<b>監査委員 指摘事項</b>
	<p>給食物資納入事務について、従来からの品質保証の視点に加え、競争性、公平性、透明性の視点を導入・強化するなど、時代や環境の変化に対応した事務の革新に努められたい。</p>
	<b>保育課 措置状況</b>
③	<p>平成24年度における給食物資納入業者を選定するに当たり、「給食物資納入業者選定要領」を制定し、「給食物資納入業者選定委員会」において、対象業者の中から、納入物資業者としての一定基準を満たした事業者を選定し、「大東市給食物資納入業者」として指定する方法に変更する。選定委員会は、保育課職員・公立保育所職員・所管保健所職員で構成し、対象業者は大東市入札登録業者の中から、新規を含めて広く対象としていく。選定に当たっては、別に定める選定基準に沿って、総合的な見地から判断し、客観性を担保していく。</p>

## 会 計 室

①	<b>監査委員 指摘事項</b>
	<p>会計室本来の業務である会計事務については、適正に執行されていた。            今後も出納員検査や収納委託業務の確認等を継続され、公金事故の未然防止に努められたい。</p>
	<b>会計室 措置状況</b>
②	<b>監査委員 指摘事項</b>
	<p>文書整理簿の処理方法に極端な誤りが見られた。大東市文書取扱規程および文書事務の手引に従って是正されたい。</p>
	<b>会計室 措置状況</b>
	<p>文書の取り扱いについて、文書主任を中心に見直しを行い、取り扱いについてまとめたペーパーを室員に配り、課題を共有するとともに事務の改善を行った。</p>

## 公平委員会

①	<b>監査委員 指摘事項</b>
	文書管理等の庶務事務に初歩的なミスが目立った。留意されたい。
	<b>公平委員会 措置状況</b>
	事務局では定例的文書については予めパソコンに入力された文書を加工して使用しています。ご指摘の事例については、年が変わっており『平成24年』と変更入力すべきところ、これを怠り『平成23年』のまま出力していました。また起案文書における『文書主任の氏名』についても機械印字していることから本来押印が必要などころ、文書主任が押印を失念していました。今後このような初歩的なミスが生じないように、チェックを強化してまいります。
②	<b>監査委員 指摘事項</b>
	本市公平委員会が加入する大阪府公平委員会連合会の決算書を確認したが、負担金収入の4倍近い額の繰越金が計上されていた。多額の繰越金を有する団体に負担金支出を無為に続けることは公金支出の観点から好ましくないところ、連合会においては構成市に対する負担金の一律減額、総会出席者負担金の不徴収等の自主的な対策が実施されていた。今後の繰越金減少の推移をみたい
	<b>公平委員会 措置状況</b>
	今後とも加盟団体の決算については問題意識を持ちながら内容確認を行い、必要に応じて要望を行ってまいります。

# 議 会

①	<b>監査委員 指摘事項</b>
	平成22年度の交際費の執行において、議会活動啓発用ウチワの作成費用や生花の購入費用を交際費から支出していた。交際費は外部との交渉や儀礼上必要な経費を支出する科目であり、経費内容を問わずに執行できる科目ではない。今後は需用費等正当な科目で支出されたい。
	<b>議会 措置状況</b>
	平成23年度の交際費の執行より改善を行っており、その他の項目においても再検討を行っており、いささかも疑念の持たれることのないよう努めます。
②	<b>監査委員 指摘事項</b>
	本市の議会は全国00議長会、近畿議長会、大阪府議長会、北河内議長会に加入している。各団体の決算書を確認したところ、近畿議長会、大阪府議長会、北河内議長会にはそれぞれ年間の負担金総額を上回る繰越金があった。多額の繰越金を有する団体に負担金支出を無為に続けることは、公金支出の観点からは好ましくなく、負担金の見直し等繰越金対策を行うよう各団体に申し入れられたい。
	<b>議会 措置状況</b>
	すでに各団体の会議において、繰越金の金額についての問題については、議題に取り上げられるなど、検討が進められており、負担金の減額や、事業の見直し等の取り組みは、行われているが、さらにその取り組みが進められるよう、努力します。
③	<b>監査委員 指摘事項</b>
	政務調査費の執行については、領収書等を確認した結果概ね妥当であった。政務調査費に対する市民の関心は高く、執行内容にはいささかの疑念があってはならない。社会環境の変化への対応や透明性のさらなる向上など、今後とも制度自体を磨き続けていくことが大切であり、議会の不断の努力を期待するものである。
	<b>議会 措置状況</b>
	政務調査費に対する市民の関心が高い事は認識しており、特別委員会や専門部会の中でも検討を始めており、制度の問題や執行上の問題等、重ねて疑念を持たれる事のないよう努めます。